【長期優良住宅】６か月を超える予定の変更は、変更申請をお願いします
～令和９年１月４日から確認開始～

はじめに

認定申請時に届け出た、工事完了予定日や譲受人の決定の予定時期から、６か月を超えて予定が前後する際に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」）第８条第１項の変更申請書の提出が必要な場合があります。
※当該変更申請書の提出については、従来から「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則」第７条第１号と第２号に定められています。

お願い

認定申請時に届け出た**工事完了予定日が６か月を超えて前後する場合、譲受人の決定の予定時期が６か月を超えて延長する場合には、法第８条第１項の変更申請書をご提出ください。**
当該変更申請書の提出がない場合には、**令和９年１月４日**より、**市から提出を依頼します**ので、ご対応いただきますようお願いします。

～具体例～　このような場合に変更申請が必要です

パターン①　認定申請時の「工事完了予定日」と実際の「工事完了日※」が違う場合

認定申請時		
Ｒ９年４月１日で工事完了予定日を申請	Ｒ９年１０月２日に延長して工事完了 ＝６か月を超える延長	法第８条第１項の変更申請が必要 （手数料無料）
	Ｒ８年９月３０日に前倒して工事完了 ＝６か月を超える前倒し	法第８条第１項の変更申請が必要 （手数料無料）
	Ｒ９年１０月１日に延長して工事完了 ＝６か月以内の延長	変更申請不要 （軽微変更届も不要）
	Ｒ８年１０月１日に前倒して工事完了 ＝６か月以内の前倒し	変更申請不要 （軽微変更届も不要）

※工事完了日…建築基準法第６条第１項の規定による工事が完了した日

パターン②　認定申請時の「譲受人の決定の予定時期」と実際の「譲受人の決定時期」が違う場合

認定申請時		
Ｒ９年４月で譲受人の決定の予定時期を申請	Ｒ９年１１月に延長して譲受人決定 ＝６か月を超える延長	法第８条第１項の変更申請が必要 （手数料無料）
	Ｒ８年９月に前倒して譲受人決定 ＝６か月を超える前倒し	譲受人の決定に係る変更申請のみ （手数料無料）
	Ｒ９年１０月に延長して譲受人決定 ＝６か月以内の延長	変更申請不要 （軽微変更届も不要）
	Ｒ８年１０月に前倒して譲受人決定 ＝６か月以内の前倒し	変更申請不要 （軽微変更届も不要）

提出方法については、裏面をご参照ください

変更申請書の提出方法

パターン①　「工事完了予定日」の変更

工事完了日が、認定申請時の予定から６か月を超えて前後する場合、工事完了報告書の提出と同時に、法第８条第１項の変更申請書を提出してください。

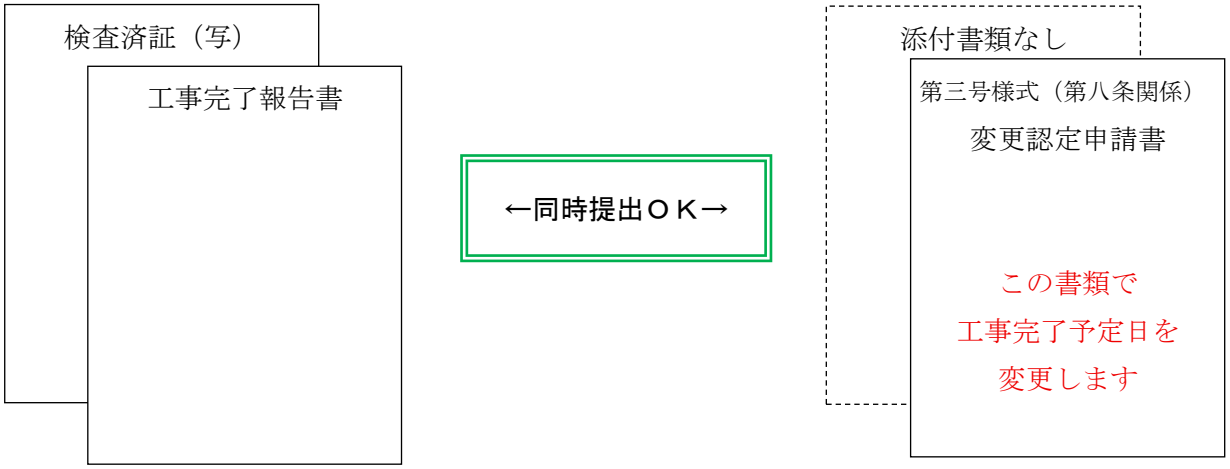

パターン②「譲受人の決定の予定時期」の変更

譲受人の決定時期が、認定申請時の予定から６か月を超えて延長する場合、譲受人の決定に係る変更申請書の提出と同時に、法第８条第１項の変更申請書を提出してください。

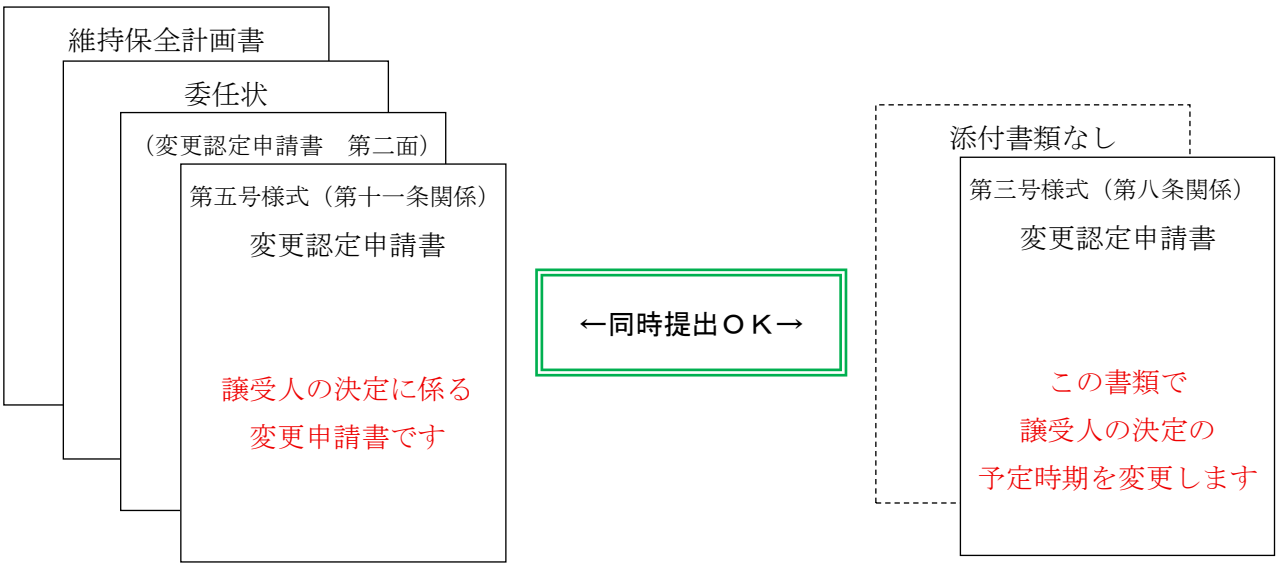

提出書類ダウンロード先

こちらから書類をダウンロードできます。書類は、紙媒体でのご提出をお願いします。

工事完了報告書の様式は
こちらから

①譲受人の決定
②譲受人の決定の予定時期
に係る変更申請書の様式は
こちらから

【問い合わせ先】
東広島市建設部住宅課　計画調整係
電話：082-420-0946　e-mail：hgh200946@city.higashihiroshima.lg.jp